

環境省主催 シンポジウム

動物の愛護と管理と 科学の関わり

日時 平成**29**年**2**月**26**日(日)
13:00~17:00 (12:30開場)

会場 昭和女子大学グリーンホール

タイムテーブル

12:30	開場	
13:00	開会挨拶	環境省
13:05	趣旨説明	環境省
13:15	基調講演 1	Behavior and Behavior Problems in Dogs: What We Can Learn from Internet Surveys. (イヌの行動、そして問題行動; インターネット調査で私たちが知ることは) ジェームス サーペル (米ペンシルバニア大学教授) ※通訳あり
14:25	基調講演 2	幼齢期環境による行動変化の科学的検証 菊水 健史 (麻布大学教授)
14:55	休憩 (15分間)	
15:10	パネルディスカッション	人と動物が共生する社会の実現に向けて科学が果たす役割と課題 コーディネーター 西村 亮平 (東京大学教授) パネリスト ジェームス サーペル (米ペンシルバニア大学教授) 菊水 健史 (麻布大学教授) 渋谷 寛 (弁護士・司法書士) 新島 典子 (ヤマザキ学園大学准教授) 則久 雅司 (環境省動物愛護管理室長) ※通訳あり



開催趣旨 ～動物の愛護と管理と科学の関わりについて考える～

近年、「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下、法律という。)の運用にあたって、科学的知見が必要とされるケースが増えてきています。前回の法律改正では、基本原則(第2条)に、いわゆるアニマルウェルフェア(動物福祉)の考え方に基づく動物の取扱いが盛り込まれましたが、このアニマルウェルフェアは科学と密接な関わりを有しています。また、動物行動学や繁殖学、免疫学など自然科学の分野における様々な知見の蓄積により、動物の適正な保護のために有用な情報を得ることができるようになってきました。人と動物との関わりや歴史や文化、動物観など動物の取扱いに関する社会科学分野での知見も充実してきています。

今後、私たちは、動物の愛護及び管理の施策に、科学をどのように生かしていけば良いのでしょうか。また、科学を活用することにはどのような課題があるのでしょうか。こうした問題認識の下に、本日のシンポジウムを開催することといたしました。

法律第5条に基づく基本指針では、「個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり続けるものであり、また、多様であって然るべきものであろう。しかし、万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、国民全体の総意に基づき形成されるべき普遍性及び客観性の高いものでなければならない。」とし、その上で「我が国の風土や社会の実情を踏まえた動物の愛護及び管理の考え方を、国民的な合意の下に形成していくことが必要」と記載しています。

このことは、法律ができて40年以上が経過しても、国民共通の社会的規範となる動物の愛護と管理の考え方がまだ形成できていないことを意味します。今後、我が国における動物の愛護と管理の取組を大きく発展させ、人と動物が共生する社会を実現していくためには、社会的規範となりえる、国民の総意に基づく普遍性と客観性の高い考え方を構築していくことが必要となるでしょう。そして、その実現のためには、まさに普遍性と客観性を裏付けるものとしての科学の力が不可欠になると考えています。

一方、私たち日本人の多くは、動物は命あるものであり、共に生きる存在であると考えます。これは万物に命が宿ると考えるアニミズム的な自然観に根ざした考え方ですが、この考え方は、自然科学や近代的な法文化を生み出し、アニマルウェルフェアを希求する西洋社会での動物観とは大きく異なります。基本指針において、「我が国の風土や社会の実情を踏まえた動物の愛護及び管理の考え方」を形成していく必要性を指摘したのも、科学だけでは割り切れない、こうした日本ならではの動物に対する考え方や社会の実情を踏まえて、総合的に考えていく必要があるからです。

基調講演は、飼い主からのアンケート調査を通じた犬の行動解析システムを開発したペンシルバニア大学のジェームス・サーペル教授をお招きし、日本側の共同研究者である麻布大学の菊水健史教授とともに、幼齢期環境の違いによる動物の行動変化についての科学的な知見を御紹介いただきます。

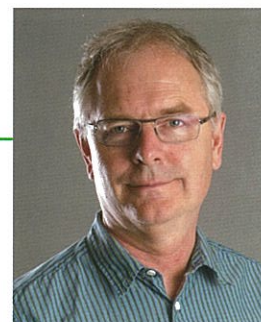
また、後半では、基調講演のお二人の他、自然科学、社会科学、法律等の各分野の専門家に御登壇いただき、東京大学の西村亮平教授の進行の下、パネルディスカッションを行います。多様な意見が存在する動物の愛護と管理の課題について、それぞれの分野の視点から見たときに、どのような論点があるのかについて話題提供いただき、科学の活用にあたって留意すべき事項について考えてみたいと思います。

今回のシンポジウムでは、何らかの結論を得ることは目的としておりません。しかし、本シンポジウムを通じて、多くの方に、動物の愛護と管理の分野における科学の活用のあり方について考えていただく契機となれば幸いです。

講演内容

ジェームス サーペル

米ペンシルバニア大学教授



Profile

1974年英ロンドン大学ユニバーシティ・カレッジにて動物学の学士号を取得。1980年英リバプール大学にて動物行動学の博士号を取得。1985年英ケンブリッジ大学にて「コンパニオンアニマル研究グループ」を創設。1993年米ペンシルバニア大学獣医学部（獣医倫理・動物福祉）マリー A. ムーア教授【現職】。研究分野は、犬猫の行動と福祉、動物に対する人の態度の変化、人と動物の関係の歴史など。これまでに150以上もの関連書籍の執筆・編集および共同編集を行い、主な著書に Animals & Human Society: Changing Perspectives (1994), In the Company of Animals (1986 & 1996), Companion Animals & Us (2000), The Domestic Dog (1995 & 2017) など。「C-barq(犬の行動解析システム)」の開発者。

犬の問題行動が公衆衛生と動物福祉の観点から大きな懸念となっています。また問題行動は使役犬協会で犬の繁殖・訓練プログラムからイヌがドロップアウトする理由の最たるものです。しかしながら、問題行動の明確な発生割合や、なぜ、あるイヌでは問題行動を呈するのに、他のイヌではおこらないのか、の原因とそのプロセスについての研究はあまり行われてきませんでした。それは家庭犬の行動についての信頼のある正確な行動学的データが不足していたことが一因と言えます。飼い主から同居犬の行動データを広く収集することでこの問題を解消できると考えました。

この講演では「C-barq(犬の行動解析システム)」というインターネットを介した犬の行動調査法の開発について紹介します。「C-barq」は飼い主や調教師が犬の行動特性を評価する上で役立つ標準化された“物差し”として高い評価を得ています。現在までに世界中でこのシステムを用いた調査研究は60以上を数え、犬の行動の遺伝的傾向や、犬種特性、個体の性格、問題行動を生み出す環境的要因への我々の理解を大きく広げています。また、保護施設犬の行動解析や使役犬の選抜や繁殖・訓練プログラムなどにもこの手法が活用されています。本講演ではその具体例もいくつか紹介します。

現在の活動

動物の行動と福祉、動物に対する人の態度の発達、人と動物の関係の歴史、犬及び猫の表現型行動の測定、伴侶犬や訓練犬における問題行動の個体発生、動物介在介入、動物介在療法。



菊水 健史

麻布大学教授

Profile

1995年3月東京大学農学部獣医学科卒。1995年4月三共(株)(現在第一三共)神経科学研究所・研究員。1997年5月東京大学大学院・農学生命科学研究科・助教。2007年4月麻布大学獣医学部・准教授。2009年10月麻布大学獣医学部・教授。

動物は様々な感覚器を用いてお互いの情報を交換し、社会生活を営んでいます。その基礎となるのが母子間におけるコミュニケーションといえます。近年分子生物学的手法を用いた研究が盛んになり、社会経験や発達期環境がどのように脳内で社会性の機構を変容させるかが解明されてきました。今回は、マウスの早期離乳モデルを用いた私達の研究成果を中心に、脳の機能発達と情動行動の変化についてお話しします。また犬における発達研究の一部を紹介いたします。

現在の活動

動物の社会認知機構・社会性発達・情動制御の神経回路解析に従事。



西村 亮平 東京大学教授

Profile

1981年東京大学農学部畜産獣医学科卒業。1984年東京大学大学院農学系研究科畜産獣医学専攻博士課程中退。1984年東京大学助手（農学部）。1993年農学博士（東京大学）。1994年東京大学助教授（農学部）。1994年11月～1995年9月米国ミシガン州立大学獣医学部小動物臨床科学客員助教授。1996年東京大学大学院助教授（農学生命科学研究科）。2006年～東京大学大学院教授（農学生命科学研究科）。

動物愛護管理は、社会の合意レベルでその水準が決まってくると思います。地道ですが、10年20年後先に動物たちが暮らしやすい社会が作られるようこつこつ活動をしています。

現在の活動

東大獣医学専攻で研究・教育、動物医療センターで外科医として勤務。日本ペットサミット（J-PETS）代表として、どうぶつ達と共に暮らす幸せな社会をつくることを目標に活動中。

新島 典子 ヤマザキ学園大学准教授

Profile

2005年東京大学大学院人文社会系研究科社会文化研究専攻（社会学専門分野）博士課程満期退学。2005年東京大学大学院人文社会系研究科21世紀COE「死生学の構築」研究拠点形成特任研究員。2007年東京大学大学院人文社会系研究科グローバルCOE「死生学の展開と組織化」研究拠点形成特任研究員。2008年ヤマザキ動物看護短期大学動物看護学科准教授。2012年ヤマザキ学園大学動物看護学部動物看護学科准教授（現在に至る）。



現在の活動

ヒトと動物の多様な関係性を、社会学や死生学の視点から研究している。関連著書に『ヒトと動物の死生学』（共編著、秋山書店）、『動物のいのちを考える』（共著、朔北社）等。大学では、死生学やペットロス論、生命倫理などを担当。専門社会調査士。ヒトと動物の関係学会理事。東京都出身。



渋谷 寛 弁護士・司法書士

Profile

1985年東京司法書士会入会。1996年東京弁護士会入会。1997年渋谷総合法律事務所創設。1998年からペット法学会会員（2001年から事務局次長）。2006～2010年農林水産省内獣医事審議会 委員。2007年から環境省内中央環境審議会 委員（ペットフード安全法関係）。2010年からヤマザキ学園大学 講師。2010～2011年環境省中央審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会 委員。2015年から八王子市動物愛護推進協議会 委員。

現在の活動

相続・離婚等民事一般及びペットにまつわるトラブルに関する法律相談、訴訟等。

則久 雅司 環境省動物愛護管理室長

Profile

1992年4月環境庁（現環境省）入庁。国立公園課など本省勤務の他、足摺宇和海国立公園等のレンジャーとして勤務。2008年7月釧路自然環境事務所次長。知床世界自然遺産地域管理、シマフクロウ等希少種の保護増殖事業、エゾシカ等野生鳥獣の保護管理を担当。2011年7月鹿児島県環境林務部自然保護課長（出向）。屋久島世界自然遺産地域管理、奄美群島の世界自然遺産登録に向けた取組、鳥獣被害対策等を担当。2015年7月環境省自然環境局動物愛護管理室長（現職）。



現在の活動

動物愛護管理法の前回改正時の課題等について検討する他、日本人の伝統的な自然観や社会文化の有り様を踏まえた、日本に適した動物行政のあるべき姿について思索する毎日。

動物の愛護及び管理に関する施策を 総合的に推進するための基本的な指針

(参考)

平成18年環境省告示第140号
最終改正:平成25年環境省告示第80号

第1 動物の愛護及び管理の基本的考え方

(動物の愛護)

動物の愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守ることにある。動物の愛護とは、動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うことや、その習性を考慮して適正に取り扱うようにすることのみにとどまるものではない。人と動物とは生命的に連続した存在であるとする科学的な知見や生きとし生けるものを大切にすることを踏まえ、動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させることが欠かせないものである。

人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。このため、動物の利用又は殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止めることが現実には必要である。しかし、人を動物に対する圧倒的な優位者としてとらえて、動物の命を軽視したり、動物をみだりに利用したりすることは誤りである。命あるものである動物に対してやさしい眼差しを向けることができるような態度なくして、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることは困難である。

(動物の管理)

人と動物とが共生する社会を形成するためには、動物の命を尊重する考え方及び態度を確立することと併せて、動物の鳴き声、糞尿等による迷惑の防止を含め、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのないよう適切に管理される必要がある。

このような動物による侵害を引き起こさないように適切に管理するためには、動物の係留、屋内での飼養、みだりな繁殖の防止等の措置を講じる等により、動物の行動等に一定程度の制約を課すことが必要となる場合がある。また、所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為のように、その行為がもたらす結果についての管理が適切に行われない場合には、動物による害の増加やみだりな繁殖等、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることについても十分に留意する必要がある。

ペットが伴侶動物(コンパニオンアニマル)として生活に欠かせない存在となりつつある一方、動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるためには、人と動物の関わりについても十分に考慮した上で、その飼養及び保管(以下「飼養等」という)を適切に行うことが求められる。動物の所有者又は占有者(以下「所有者等」という)は、自分が第三者に対する加害者になり得ることについての認識がややもすると希薄な傾向にあるが、すべての所有者等は加害者になり得るとともに、すべての人が被害者になり得るものであるという認識の下に、所有者等は、動物を所有し、又は占有する者としての社会的責任を十分に自覚して、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を引き起こさないように努めなければならない。

(合意形成)

国民が動物に対して抱く意識及び感情は、千差万別である。例えば、家庭動物等の不妊去勢措置、猫の屋内飼養、動物実験、畜産等における動物の資源利用、様々な動物を食材として利用する食習慣、狩猟等の動物の捕獲行為、動物を利用した祭礼儀式、外来生物の駆除、動物の個体数の調整、安楽殺処分等については、これらの行為が正当な理由をもって適切に行われるものである限り、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。)やその精神に抵触するものではないが、現実には、これらの行為に対する賛否両論が国内外において見受けられる。

このように、個人々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり続けるものであり、また、多様であって然るべきものである。しかし、万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、国民全体の総意に基づき形成されるべき普遍性及び客観性の高いものでなければならない。

また、動物愛護の精神を広く普及し、我々の身についた習いとして定着させるためには、我が国の風土や社会の実情を踏まえた動物の愛護及び管理の考え方を、国民的な合意の下に形成していくことが必要である。

第2 今後の施策展開の方向

1 基本的視点

(略)

2 施策別の取組

施策別の取組は次のとおりである。関係機関等は、これらの施策について、平成35年度までにその実施が図られるように努めるものとする。

(1)～(9)略

(10) 調査研究の推進

① 現状と課題

動物の愛護及び管理に関する調査研究は、関係する分野が多岐にわたり、かつ応用的であるといった特徴を有していることから関係学会等は広範にわたっており、その知見等が体系的に整理されているとはいえない状況にある。多くの国民の共感を呼び、自主的な参加を幅広く促すことができる動物の愛護及び管理に関する施策を進めるためには、科学的な知見等に基づいた施策の展開も重要であることから、動物の愛護及び管理に関する国内外の事例・実態に関する調査研究を推進する必要がある。また、海外での研究や知見の蓄積を活かしつつ、国内における犬猫等の流通及び飼養実態を踏まえた科学的知見を充実させる必要がある。

② 講ずべき施策

ア 国は、犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するための幼齢の犬猫を親等から引き離しても良い適切な時期についての科学的知見を充実させること。

イ 国は、マイクロチップの普及促進及び販売の用に供せられる犬猫等にマイクロチップを装着させるための方策について調査研究を実施すること。

ウ 関係機関が協力して、諸外国の制度、科学的知見に関する文献及び国内における遺棄、虐待の罰則の適用状況及び具体的事例等に係る情報収集を行うこと。



環境省

Ministry of the Environment

動物の愛護と管理と科学の関わり

趣旨説明

環境省 動物愛護管理室

動物の愛護と管理と科学の関わり

動物愛護管理法の目的と基本原則 (抜粋)

目的 (第1条)

- 愛護** 国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する。
- 管理** 動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害、生活環境の保全上の支障を防止する。
 - もって「人と動物の共生する社会の実現」を図る。

基本原則 (第2条)

- 動物愛護** 命あるものである動物をみだりに殺傷したり苦しめることのないように人と動物が共生していけるように、動物の習性をよく知り適正に取り扱うこと。
 - 動物福祉** 取り扱う場合は、適切な給餌及び給水、健康の管理、種別、習性等に応じた環境の確保を行う。
-アニマル・ウェルフェア {動物福祉} の5つの自由
- 動物は、「意識(感覚)のあるもの」(sentient beings、西洋)

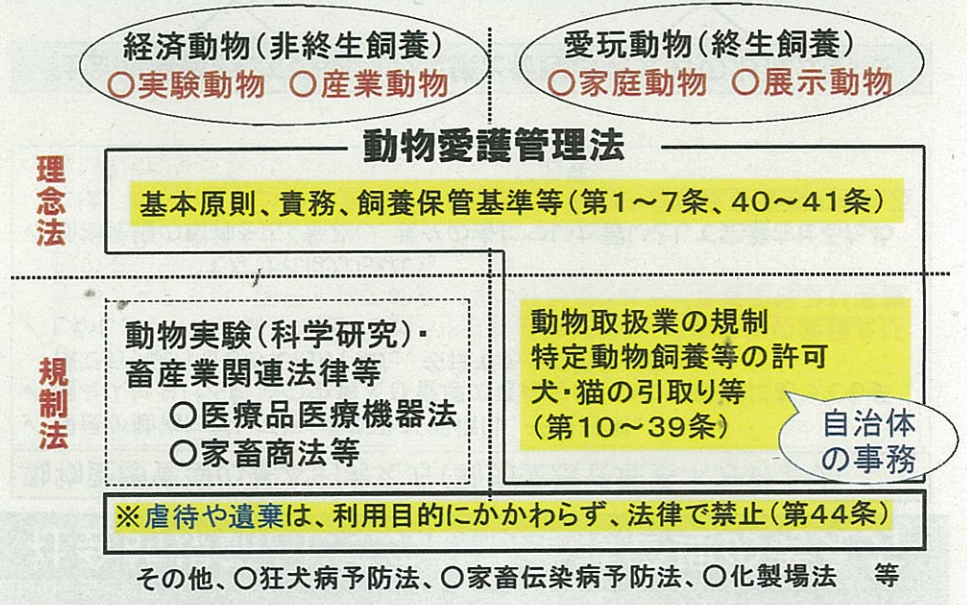
動物の愛護と管理と科学の関わり

動物愛護(保護)管理法の歴史

- **動物の保護及び管理に関する法律制定(1973(昭和48)年)** **理念法**
 - ・保護動物の虐待・遺棄の防止、動物愛護思想の普及啓発、動物による人への危険等の防止
 - ・自治体による引取りの義務化
 - ・保護法益は、「動物を愛護する気風という良俗」
- **動物の愛護及び管理に関する法律に改正(1999(平成11)年)**
 - ・名称と法目的変更(保護→愛護)、基本原則に「動物は命あるもの」を明記。爬虫類追加。
 - ・動物取扱業を届出制
- **動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正(2005(平成17)年)** **業の規制法**
 - ・動物取扱業を登録制、特定動物を許可制、実験動物の配慮(3R)
- **動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正(2012(平成24)年)** **犬猫販売業の規制法**
 - ・法目的に「人と動物との共生」を追記。基本原則に動物福祉の「5つの自由」を追加。
 - ・動物取扱業の規制強化(犬猫販売業等)、終生飼養、自治体が引き取り拒否可能

動物の愛護と管理と科学の関わり

動物愛護管理法の仕組み



動物愛護管理法における科学的知見活用の例

□ 幼齢の犬猫を親等から引き離して販売して良い時期

本則 生後56日(8週)

附則(経過措置)

改正法施行後3年間(H25.9.1~H28.8.31) 45日

H28.9.1から「別の法律で定める日」※まで 49日

経過措置(法附則第7条)

- ◆犬猫販売業者の業務の実態
- ◆マイクロチップを活用した調査研究の実施等による科学的知見のさらなる充実を踏まえた犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するための親等から引き離す理想的な時期についての社会一般への定着度合い
- ◆犬猫等販売業者へのその科学的知見の浸透の状況
- ◆犬や猫の生年月日を証明させるための担保措置の充実の状況等

以上を勘案し、**施行後5年以内に検討し、その結果に基づき、「別に法律で定める日」(※)を速やかに定める。**

- ◆多くの飼い主の協力を得て、サンプル調査中。(解析結果は今秋の予定)サーペル教授開発のC-barqという犬の行動解析システムを活用。

社会的規範としての動物愛護管理の考え方

動物愛護管理の基本的考え方(動物愛護管理基本方針より)

- ✓ 国民が動物に対して抱く意識及び感情は、千差万別。
- ✓ 個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり続けるものであり、また、多様であって然るべき。
- ✓ しかし、**万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、国民全体の総意に基づき形成されるべき普遍性及び客観性の高いもの**でなければならない。
- ✓ 動物愛護の精神を広く普及し、我々の身についた習いとして定着させるためには、**我が国の風土や社会の実情を踏まえた動物の愛護及び管理の考え方を、国民的な合意の下に形成していくことが必要。**

社会的規範としての動物の愛護と管理の考え方の形成が必要

万人に共通して適用すべきは、**普遍性及び客観性の高いもの**

我が国の風土や社会の実情を踏まえたもの

日本と西洋の違い～動物の捉え方(動物観)

	日本	西洋
動物の呼称	命あるもの	Sentient beings (意識あるもの、感受性のあるもの)
動物の捉え方(動物観)	共に生きる命(命はつながり、循環する)／犬畜生／家族	神が人間の資源として与えた(管理・支配すべき)物／家族
動物への配慮のあり方	生きていることを優先し、殺すことを避ける思想	苦痛を与えないことを優先する。(生殺与奪は飼い主次第)
法律での配慮の反映	生かし続けることを飼い主や事業者に求める(24年改正)(終生飼養の義務づけ等)	苦痛を与えない飼い方と殺し方を求める(終生飼養の記述はない)
飼い主が飼いきれなくなったら	限界まで飼養／放生(遺棄)／行政で引取り(処分・譲渡)	飼い主責任(動物病院等)で安楽殺／シェルターへ譲渡
法律での主な対象動物	犬猫等の家庭動物、展示動物<終生飼養が前提のもの>	産業動物、実験動物、家庭動物、展示動物、(野生動物)
動物を処分した後の措置	供養する(様々な施設で慰霊碑があり、慰霊祭を実施)	なし(殺すときにできる限り、苦痛を与えない。)

動物愛護管理の課題の検討にあたって必要な視点

科学

- ・動物機械論、Sentient beings(意識ある物)
- ・繁殖学、動物行動学、免疫学等の発達、
- ・アニマルウェルフェアは科学と密接な関わり
- ・基本は、動物にとってどうかで判断。

※科学は普遍性、客観性を裏付ける手段。ただし、その役割は判断のための助言。様々な制約条件の中で、より良い選択肢を提案。

道徳、倫理、生命観、動物観

- ・動物は命あるもの(日本人の伝統的自然観)
- ・殺処分に対する忌避感覚、終生飼養の思想
- ・動物愛護、動物の慰霊と動物福祉の違い

※日本の動物観等に基づいた道徳や倫理。日本と西洋の動物への考え方の違いへの理解が必要。各国の制度はそれぞれの動物観等を基にするので単純には輸入できない。

法律

- ・憲法、民法、動物愛護管理法…
- ・法体系上、動物は物(権利の客体)
- ・社会規範のない中で法規制の妥当性

※憲法で保障された自由権(営業の自由)と動物取扱業への公共の福祉の観点からの規制のバランス、動物虐待を行う飼い主からの動物の没収保護と財産権侵害とのバランス等。

生活、経済

- ・安全な国民生活の確保(公衆衛生確保、人の生命・身体・財産や生活環境の被害の防止)
- ・関係者の生業の維持(生活権?)・経済活動
- ・One Welfare(人間の福祉と動物の福祉の問題解決を同時に行う)
- ・大規模災害への備えと発災時の対応

※限られた財源の中で優先順位をどうするか。